

## 【資料2】

### 取手市政治倫理審査会委員公募要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号。以下「条例」という。）第11条第3項に規定する取手市政治倫理審査会の委員のうち、公募による委員（以下「公募委員」という。）を適正かつ公平に選考するため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (応募資格)

第2条 条例第11条第3項に規定する地方自治法第18条に規定する選挙権については、取手市政治倫理条例施行規則（平成26年4月8日規則第30号）第7条第2項に定める応募期間の末日時点で有することとする。

#### (応募手続)

第3条 公募委員に応募しようとする者は、応募期間内に、封書、はがき、フアクシミリその他により、次の各号に掲げる事項を記載させ、提出しなければならないものとする。ただし、第4号及び第5号に掲げる事項については省略することができる。

- (1) 氏名
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 職業
- (6) 主な経歴
- (7) 応募動機についての作文（800字程度）
- (8) その他特に必要と認めた事項

#### (選考委員会)

第4条 公募委員を適正かつ公平に選考するため、取手市政治倫理審査会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (委員会の所掌事項)

第5条 委員会は、取手市政治倫理審査会の公募委員の選考について審査する。

#### (委員会の組織)

第6条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 政策推進部長
- (2) 広報広聴課長

(3) その他市長が指名した者

(委員会の役員)

第7条 委員会の委員長は、政策推進部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは長の決するところによる。

(選考の指針)

第9条 委員会は、次に掲げる事項に配慮し、公募委員を選考するものとする。

(1) 条例及び規則の規定に適合していること。

(2) 任期は原則として累計2期までとすること。

(3) 幅広い年齢層から選任するよう努めること。

(4) 他の審議会等との兼任はやむを得ない場合に限るものとする。

(5) 女性委員の選任に努めること。

(6) 第3条第7号に掲げる応募動機についての作文（以下「応募動機作文」という。）の採点結果

(7) 前各号に掲げるもののほか、適正かつ公平な選考を行うこと。

(採点基準等)

第10条 応募動機作文の採点基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例主旨の理解

(2) 論旨のわかりやすさ

(3) 立場の中立性・公平性

(4) 政治倫理・市政に対する熱意

(5) 過去の経歴

2 採点は、各委員が前項各号に掲げる事項についてそれぞれ5段階評価し、25点満点とし、全委員合計の点数による順位付けを行うものとする。

3 採点は、公平性及び客観性の観点から、第3条第1号に掲げる氏名、同条第2号に掲げる住所などの個人情報伏せて行うものとする。

(公募委員の決定)

第11条 委員長は、公募委員を選考したときは、当該選考の結果を速やかに市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を踏まえ、公募委員を決定するものとする。
- 3 市長は、公募委員に応募したすべての者に対して、前項の規定による決定の内容を通知するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、政策推進部において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。